

## 目標3 生涯にわたる健康づくり

### (1) 心身の健康づくりへの支援

人生80年時代、男女が思いやりを持って、健やかで心豊かに生きていくことは男女共同参画社会を形成する上での前提となります。自らが主体的に健康管理をする意識を高め、取り組むことができるように、それぞれのライフステージに応じた健康保持・増進対策の充実に努めます。また、薬物乱用、喫煙、飲酒などによる健康被害、これに絡む犯罪なども増加傾向にあることから、地域や学校など社会全体でこれらの課題への取り組みを進めます。

< 施策 >

< 事業 >

(1)心身の健康づくりへの支援

健康、体力づくりへの支援

地域保健医療体制の整備

薬物乱用防止教育の推進

喫煙、飲酒の健康被害に対する教育の推進

事業	事業内容 / 詳細事業	担当課
【96】 -3-(1)- 健康、体力づくりへの支援	健康的な食生活習慣の確立や適切な運動習慣の普及など、疾病予防のみならず、健康づくりや体力づくりを支援します。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「食育」の促進</li> <li>・生活習慣病予防教室の開催</li> <li>・生活習慣改善運動教室や健康づくり教室の開催</li> <li>・転倒予防教室の開催</li> <li>・スポーツやレクリエーション活動の推進</li> <li>・社会体育指導者の育成及び組織の充実</li> <li>・スポーツ施設の整備</li> </ul>	健康課 給食センター スポーツ課
【97】 -3-(1)- 地域保健医療体制の整備	予防を重視した健康診査や健康指導事業を推進するとともに、関係機関と連携しながら早期発見・早期治療につながる保健医療体制を充実させます。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・各種健康診査の内容充実及び受診率向上</li> <li>・健康相談の充実</li> <li>・医療機関等との連携強化</li> <li>・性差医療についての知識の普及</li> </ul>	健康課
【98】 -3-(1)- 薬物乱用防止教育の推進	薬物と健康との関係について正しく理解し、生涯を通じて薬物を乱用しないように学校や地域において薬物乱用防止教育を進めます。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・各種パンフレットの作成</li> <li>・県麻薬・覚せい剤・シンナー禍対策推進員の活動支援</li> <li>・健康づくり教室での啓発</li> <li>・学校保健学習としての取り組みの充実</li> </ul>	健康課 生活課 学校教育課

事業	事業内容 / 詳細事業	担当課
【99】 -3-(1)- 喫煙、飲酒の健康被害に対する教育の推進	<p>喫煙や飲酒による健康被害についての教育を徹底するとともに、公共の場や職場での効果的な分煙や禁煙について情報を提供します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・禁煙支援教育の一環として喫煙者個別健康教育などの実施</li> <li>・禁煙講演会の開催</li> <li>・各種がん検診や妊娠届出時などにおける啓発</li> <li>・コミュニティセンターや自治会集会場などにおける禁煙・分煙の推進</li> <li>・歩きタバコ、タバコのポイ捨て禁止の推進</li> <li>・喫煙、飲酒防止教育の充実</li> </ul>	健康課 生活課 環境課 商工観光課 学校教育課

## (2) 性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）の確立

性と生殖に関する健康と権利の中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のある性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれています。また、思春期や更年期における健康上の問題など、生涯を通じた性と生殖に関する課題への取り組みが必要とされています。男女がそれぞれの心身の特徴を十分に理解し合い、女性が自らの性のあり方や妊娠・出産について決定できるように、正しい知識や情報を提供します。

< 施策 >

< 事業 >

(2)性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）の確立

性と生殖に関する健康と権利を促進する学習機会の拡充

性に関する教育の充実

性と生殖に関する健康と権利に関する情報収集・提供

事業	事業内容 / 詳細事業	担当課
【100】 -3-(2)- 性と生殖に関する健康と権利を促進する学習機会の拡充	生涯を通じた女性の健康を支援する取り組みの重要性についての認識を高めるため、男女が性と生殖に関する健康と権利に関心を持ち、正しい知識と情報を得られる学習機会を提供します。 ・中学生と赤ちゃんとのふれあい体験の実施 ・赤ちゃんを迎える教室の開催 ・保健関係者等への研修の充実 ・思春期の子どもを持つ親への子育て事業の充実	健康課 学校教育課 生涯学習課
【101】 -3-(2)- 性に関する教育の充実	児童・生徒が発達段階に応じて適切な行動が取れるように、性に関する正しい知識や性感染症などについての教育を推進します。 ・学校、幼稚園、保育所等との連携による性に関する教育の実施 ・「性と生」教育のカリキュラムや教材の研究 ・エイズや性感染症についての学習機会の提供 ・地域での性に関する教育の実施 ・乳幼児とのふれあい体験学習の実施 ・教職員や保育士などへの研修の充実 ・各種パンフレットの作成	児童課 健康課 学校教育課
【102】 -3-(2)- 性と生殖に関する健康と権利に関する情報収集・提供	性と生殖に関する健康と権利に関する調査・研究などの資料を収集・提供するとともに、積極的な啓発活動を行います。 ・国や県などの資料等の収集及び提供 ・各種パンフレットの作成	健康課

### (3) 女性の生涯にわたる健康づくりへの支援

性と生殖に関する健康と権利の視点を重視しつつ、女性がその健康状態に応じた的確に自己管理を行うことができるように健康教育や相談体制を充実させます。また、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期などのライフステージに応じた健康づくりの支援体制を整え、生涯を通じた女性の健康の保持増進を図ります。なお、男性もこの問題についての認識を深めることができるように取り組みを進めます。

< 施策 >

< 事業 >

(3)女性の生涯にわたる健康づくりへの支援

妊娠から出産までの一貫した母子保健事業の充実  
 思春期、成人期、更年期、高齢期の健康づくりへの支援  
 子宮がん、乳がん、骨粗しょう症などの予防対策の推進  
 母性保護の重要性を理解するための男性向け啓発事業の実施  
 相談体制の充実

事業	事業内容 / 詳細事業	担当課
【103】 -3-(3)- 妊娠から出産まで の一貫した母子保 健事業の充実	安心して妊娠・出産ができるように、妊娠から出産まで一貫したサービスが受けられる母子の健康管理を支援します。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・赤ちゃんを迎える教室の開催</li> <li>・保健師・助産師・母子保健推進員による家庭訪問や相談業務の充実</li> <li>・妊婦健康診査受診の勧奨</li> <li>・ハイリスク妊産婦の継続支援</li> </ul>	健康課
【104】 -3-(3)- 思春期、成人期、 更年期、高齢期 の健康づくりへの支 援	女性が人生のライフステージに応じて、心身の健康についての確に自己管理を行うことができるように健康づくりを支援します。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・思春期のこころや性に関する悩みへの相談業務の充実</li> <li>・避妊、妊娠、不妊、性感染症、更年期障害についての知識の普及及び相談業務の充実</li> </ul>	健康課
【105】 -3-(3)- 子宮がん、乳がん、 骨粗しょう症など の予防対策の推進	女性に特有のがんや骨粗しょう症を予防するため、生活習慣の改善指導や検診の啓発に努めるとともに、乳がんの自己検診法を普及させます。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・各種がん検診の実施</li> <li>・がん講演会や健康教育の実施</li> <li>・骨粗しょう症予防教室の開催</li> </ul>	健康課

事業	事業内容 / 詳細事業	担当課
【106】 -3-(3)- 母性保護の重要性 を理解するための 男性向け啓発事業 の実施	<p>女性は妊娠や出産をする可能性があり、男性とは異なる健康上の問題に直面するため、男性が母性保護の重要性を理解するような取り組みを進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・男性も参加できる赤ちゃんを迎える教室の開催</li> <li>・中学生の妊婦体験の実施</li> <li>・父子手帳の発行</li> </ul>	健康課
【107】 -3-(3)- 相談体制の充実	<p>女性が自らの身体について正しい情報を得ることができるように、気軽に相談できる体制を整備します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活習慣個別相談日の設置</li> <li>・電話相談の実施</li> <li>・専門機関との連携強化</li> </ul>	健康課

#### (4) 男性の健康づくりへの支援

男女がともに家事・育児・介護や地域活動を責任を持って担っていくためには、それぞれの働き方を考えるとともに、自らの健康管理が重要となります。しかし、男性の中には「男はがんばらねば」という価値観から仕事人間となり、健康管理も十分に行っていない状況が見られます。仕事に追われ、ストレスから体調を崩す男性が増えており、さらには過労死や自殺にいたるケースもあります。本人のみならず職場・家庭・地域においてもストレスの軽減や自殺の予防、こころの病気への対策を進めます。

< 施策 >

< 事業 >

(4)男性の健康づくりへの支援

過労死や自殺を予防するために、メンタルヘルス（こころの健康）の必要性の啓発

職場と家庭の健康管理支援

相談体制の充実

事業	事業内容 / 詳細事業	担当課
【108】 -3-(4)- 過労死や自殺を予防するために、メンタルヘルス（こころの健康）の必要性の啓発	男性の働き方を考えるとともに過労死や自殺を予防するため、こころの健康を保つ生活やこころの病気への対応などを啓発します。 ・心の健康相談日の設置 ・講演会やパンフレットによる啓発活動 ・健康セミナーや家庭とのバランス講座などの企業開催を奨励 ・多面的な人間になるための市民講座などの開催	健康課 商工観光課 生涯学習課
【109】 -3-(4)- 職場と家庭の健康管理支援	仕事に追われ、ストレスなどから体調を崩す男性が増えているため、職場・家庭・地域においても男性のこころや体の健康管理を支援します。 ・家族がコミュニケーションを深めるイベントや地域活動の開催 ・企業における健康診断や、ストレスや加齢に伴う健康上の悩みに対する相談体制の充実を啓発	健康課 生活課 環境課 商工観光課 文化課 生涯学習課 図書館 各課
【110】 -3-(4)- 相談体制の充実	男性の中には健康管理を十分に行っていない状況も見られるため、本人のみならず家族が気軽に相談できる体制を整備します。 ・相談窓口の充実及び専門機関の紹介 ・関係機関との連携強化	健康課

## 目標 4 国際理解と多文化共生社会の実現

### (1) 国際理解と国際交流の推進

国際婦人年（1975年）や第4回世界女性会議（北京会議 1995年）に見られるように、国際的な流れの中で、女性の地位向上に向けた取り組みが展開されてきました。また、1999年には韓国で男女差別禁止・救済に関する法律が制定されるなど、いろいろな国において男女平等・共同参画に向けた動きが進んでいます。地域社会において、より望ましい男女共同参画社会を築くため、国際的な男女共同参画の流れや地球規模での平等・開発・平和を理解し、様々な国や地域で男女共同参画に取り組む人々との交流を進めます。

< 施策 >

< 事業 >

#### (1) 国際理解と国際交流の推進

男女共同参画に関する国際的な条約、法律、制度などの情報収集・提供

海外におけるジェンダー問題について理解を深めるための情報収集・提供

国際理解や「平等・開発・平和」の視点を持った教育、講座の充実

男女共同参画社会を理解するための国際交流事業の実施

事業	事業内容 / 詳細事業	担当課
【111】 -4-(1)- 男女共同参画に関する国際的な条約、法律、制度などの情報収集・提供	男女共同参画に関係の深い国際的な条約や法律、制度などの資料を収集し、市民が利用しやすいように提供します。 ・「男女共同参画推進ゆめ」の部屋の図書やビデオなどの充実	企画課
【112】 -4-(1)- 海外におけるジェンダー問題について理解を深めるための情報収集・提供	海外におけるジェンダー問題について理解を深めるための資料を収集し、市民が利用しやすいように提供します。 ・「男女共同参画推進ゆめ」の部屋の図書やビデオなどの充実 ・女性に共通の問題を理解するための外国人女性との交流機会の提供	企画課 秘書広報課
【113】 -4-(1)- 国際理解や「平等・開発・平和」の視点を持った教育、講座の充実	国際社会の一員として、国際理解や「平等・開発・平和」を進める講座や教育を実施します。 ・外国人女性などを講師とした「グローバルセミナー」の開催 ・国際理解活動団体・個人を講師とした講座の開催 ・外国人女性などを講師とした国際理解や平等・平和教育の実践	秘書広報課 児童課 学校教育課 生涯学習課

事業	事業内容 / 詳細事業	担当課
【114】 -4-(1)- 男女共同参画社会 を理解するための 国際交流事業の実 施	姉妹都市や友好都市を含め、海外で男女共同参画社会の実現に取り 組む個人や団体との交流を行います。 ・姉妹都市や友好都市との交流の推進 ・市民や市民団体における身近な国際交流活動の促進	秘書広報課



## (2) 外国人の自立支援

日本社会で生活する外国人は年々増加し、丸亀市においても、平成 18 年 1 月末現在、33 か国、1,461 人の外国人が地域で働いたり、日本人と結婚したりして生活しています。しかし、外国人は言葉が十分に理解できないなどの理由により不自由な生活を強いられていたり、就労において不利益を受けていたりすることもあります。外国人が安心して平等・公平に生活できるように自立支援を充実させ、多くの異なった文化的背景を持つ人々とともに生きていく社会（多文化共生社会）を築きます。

< 施策 >

< 事業 >

(2)外国人の自立支援

外国人向け相談体制の充実

生活関係情報を入手しやすい環境づくり

企業、団体における国籍による採用差別・労働条件差別撤廃への啓発

市職員採用試験における国籍条項の廃止に向けた取り組み

事業	事業内容 / 詳細事業	担当課
【115】 -4-(2)- 外国人向け相談体制の充実	外国人、特に市内に在住・勤務する外国人女性が安心して暮らしていけるように国際交流協会などの相談体制を充実させます。 ・外国人向け相談窓口及び通訳の設置 ・通訳ボランティアなどの登録及び活用の見直し ・ニーズに応じた外国人支援相談員の配置を検討	秘書広報課
【116】 -4-(2)- 生活関係情報を入手しやすい環境づくり	市内に在住・勤務する外国人の自立した生活を支援するために、日本語教室を開催するとともに生活情報を多言語で提供します。 ・生活関係情報の多言語での提供 ・日本語教室の充実 ・国際交流協会会報誌「フロンティア」や外国人向け会報誌「フレンド」の充実 ・市ホームページにおける外国語コーナーの充実	秘書広報課 各課
【117】 -4-(2)- 企業、団体における国籍による採用差別・労働条件差別撤廃への啓発	外国籍者に対する平等な就業機会を保障し、日本人と同等の労働条件を提供するように企業に向けた啓発を行います。 ・関係団体と連携した企業への啓発 ・積極的に取り組んでいる企業の紹介	商工観光課
【118】 -4-(2)- 市職員採用試験における国籍条項の廃止に向けた取り組み	外国籍者に対する平等な就業機会を保障するために、市が率先して採用や任用における平等な取り組みを進めます。 ・職員採用における国籍条項の緩和 ・任用職務制限の緩和	職員課